

令和元年度 第2回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

令和元年7月19日（金） 14時00分から16時00分まで

2 場 所

千葉市文化センター 9階 会議室Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ

3 出席者

委 員：村上委員長、

井上委員、齋藤委員、近藤委員、松田委員、高橋委員、八田委員、
酒井委員、菊地委員、岡山委員（10名）

事務局：環境生活部 富塚部長、石崎環境対策監

環境政策課 井上課長、山縣副課長、坂元班長、

高橋主査、加藤副主査、大貫副主査、水野主事

傍聴人：なし

4 議題

(1) 委員長及び副委員長の選出について

(2) 我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書について
(審議)

5 結果概要

(1) 委員長及び副委員長の選出について

委員の互選により、村上委員が委員長に、葉山委員が副委員長に選出された。

(2) 我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書について
(審議)

事務局から資料1について、事業者から資料2について、それぞれ説明され、
審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1：我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料2：我孫子市クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価準備書
第1回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

【別紙：審議等の詳細】

○事務局から資料1について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事業者から資料2について説明。なお、その際、No. 19の追加回答中「0m～7.5m、若しくは0m～10m」の文言について、「0m～7.5m、0m～8.5m、0m～9.0m、0m～10m」に訂正する旨の説明があった。

【審議】

(委員)

資料2のNo. 30補足資料の表1-3を見ると、例えば、砒素及びその化合物など、同一地点において、溶出量試験で基準超過、含有量試験で定量下限値未満というところがある。

高い値が出ている地点は局所的なものであると考えているか。

(事業者)

溶出量試験と含有量試験は分析方法が異なるので、同一地点の試料であっても、必ずしも試験結果の値の高低が同様の傾向を示すとは限らない。しかし、溶出量試験の値が非常に高い場合に含有量試験の値も高いことはある。

(委員)

溶出量試験と含有量試験の値の高低が対応していないことに違和感があった。値の分布と過去の焼却灰資源化施設や廃棄物の埋立て場所との位置関係をよく確認した方がよい。

(事業者)

鉛そのものを特定の場所に埋めたという明確な履歴があるわけではないので、値が高いのは局所的なものではないと思う。土壤汚染対策法に基づく10m格子の単位区画内の1か所での採取なので、詳細な汚染状況把握には限界があると思う。

(委員)

他の単位区画に比べて高い値が出た場合に、異常値として除くことや再調査を実施することはあるのか。そのままその区画の代表値として扱うのか。

(事業者)

土壤汚染対策法では、10m格子の単位区画の中で最も土壤汚染の蓋然性の高いところで採取することとされているため、調査結果がその区画だけ基準を超過したとしても、再調査はせずに、その区画は土壤汚染有りとみなしている。そのため、1回の調査でその区画の値を決定している。

(委員)

試料の採取方法について詳しく説明願いたい。

(事業者)

30m格子内に9つの単位区画がある中で、汚染のおそれが少なく30m格子内で5地点混合法により採取しているものもあれば、汚染のおそれが高く9区画全てでそれぞれ採取して分析している地点もある。

(委員)

今回の調査範囲は、現時点で建物がない場所であり、その場所で有害物質が検出されているということか。

(事業者)

そのとおりである。現時点では補足資料中の赤枠で囲まれた範囲で調査を行っており、補足資料はその調査結果をまとめたものである。その他の場所については、工事の進捗に応じて順次、調査を実施していく予定である。

(委員)

調査範囲は、現時点では廃棄物関係の施設はないが、土壤汚染が確認されているということか。

(事業者)

過去に、補足資料中の赤枠内のA B × 5 6の辺りに焼却灰資源化施設があり、B C × 4 5の辺りに廃棄物を埋めた履歴がある。

(事務局)

資料2のNo. 30補足資料について、調査の手順や結果に対する検討も加えて、再度わかりやすくした形で作成してもらいたい。

(事業者)

土壤汚染状況調査の結果について、表にして整理したが、評価書に記載する際はわかりやすい形で示したい。

(委員)

重要な種において、哺乳類と鳥類に対しては騒音・振動の間接的な影響があるので対策を講じるとしている一方、爬虫類、両生類、昆虫類には間接的な影響は生じないとしている根拠は何か。

また、「分布域」と「生息状況」で使い分けしているのは何故か。

(事業者)

哺乳類と鳥類、猛禽類は、保護のための騒音・振動の影響調査事例があるので、影響があると記載したが、爬虫類等は忌避行動が文献等で確認できていないので、影響は生じないとした。

(委員)

ほとんどの動物は騒音・振動に対して忌避行動を取るため、「想定される環境影響要因がないことから、影響は生じない」と断定することには疑問があり、環境保全措置(準備書7-411ページ)は爬虫類等にも効果があるので、わざわざ異なる記載にする必要はないと思う。

(事業者)

評価書の作成に当たり、その記載について検討する。

(委員)

「生息状況」とはどのような意味か。

(事業者)

「生息状況」は「分布域」と同じであり、調査地域とした対象事業実施区域とその敷地境界から概ね200mの範囲である。

(委員)

2つの言葉が同じ意味であれば、統一した方が良い。間接的な影響の有無で使い分けをしたのだと思うが、その必要はないと思う。

(事業者)

千葉県の技術指針に記載されている文言の引用もあるので、それらの文言の統一については検討したい。

(委員)

今回の土壌汚染状況調査の範囲は、工事計画の第2段階（準備書2-12ページ）までのところであり、第3段階以降に別の範囲でも同様の調査をすると思うが、対象事業実施区域全体が廃棄物処理施設の用地なので、土壌汚染が確認される可能性は高い。今回の調査範囲だけでなく、対象事業実施区域全体での対応について、記載する必要がある。

また、準備書2-18ページの「現在のごみ処理フロー」の図中に「燃やせないごみ」という記載があるが、これは図中の「不燃ごみ」とは異なるのか。

(事業者)

土壌汚染状況調査については、工事の進捗に応じて順次実施し、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施する。

また、「燃やせないごみ」とは、準備書2-14ページに記載のとおり、放射能汚染対策として分別回収している草木類である。全てを焼却すると焼却灰が国の基準値を超えるおそれがあることから、現在、クリーンセンターではその一部のみを焼却している。

(委員)

資料2のNo.22について、地下水は西側から東側に向かって流れているとのことなので、観測孔G2はもう少し布湖排水路に近い方が状況を把握しやすいと思うがどうか。

(事業者)

観測孔G2は利根川のすぐそばであるため、ボーリングの際の手続き等の都合上、河川区域の境界付近に設定している。

(委員)

地下水の流れを考えると、観測孔は南側の布湖排水路に近い方が良いと思うがどうか。

(事業者)

既往のボーリング調査によると、地下水の流れは、より正確には、南西から北東方向に流れているため、下流側の観測孔G2は北東側に設定した。

(委員)

地下水は堤内地から堤外地へ流れているということで理解した。

(委員)

対象事業実施区域に隣接する障害者福祉施設への環境影響は特に考慮しなければならない。準備書7-192ページ等の騒音の予測結果の図に「調査地域」という記載があるが、予測地域と調査地域は同じなのか。福祉施設における環境影響の評価は行わないのか。

(事業者)

図中の点線で示した「調査地域」は、予測地域と同じである。

(委員)

予測地域を対象事業実施区域とその周辺約100mの範囲とした根拠は何か。

(事業者)

環境省の生活環境影響調査指針を参考に設定した。準備書に記載のとおり、周辺の配慮対象施設はもちろん、最も値の大きい敷地境界でも基準を超過しないよう配慮している。

(委員)

現況の騒音はどのくらいなのか。

(事業者)

準備書 7-187 ページに記載している。

(委員)

この調査地点はどこか。

(事業者)

準備書 7-185 ページに記載のとおり、福祉施設側で調査している。

(委員)

この値は環境基準を満足しているということか。

(事業者)

環境基準を満足している。

(委員)

予測値は、現況より悪化するものではないということか。

(事業者)

準備書 7-192 ページと 7-193 ページに昼間と夜間の騒音の予測コンター図を記載しているが、福祉施設側での値は 47.5 デシベル程度である。現況が 51 デシベルなので、値は少し下がると予測している。

(委員)

法令的な基準を満たしているかもしれないが、なるべく配慮してもらいたい。

(事務局)

福祉施設の建物は図中の「グラウンド」と書かれている中にもあり、それは対象事業実施区域に隣接しているため、予測地域に含まれている。

(事業者)

図中の「グラウンド」と書かれている南側に建物が記載されているが、これは福祉施設のものである。

(委員)

福祉施設の敷地が予測地域に含まれていることを理解した。事業の実施に当たっては、日照障害や悪臭も含め、心理的なものもあると思うので、できる限り配慮してもらいたい。

(事業者)

計画では、できる限り福祉施設との敷地境界から離して施設を建設する予定であり、また、現状で外にあるリサイクル施設も建屋内に設けることにしている。今後も十分配慮していきたい。

(委員)

資料2の No. 30 補足資料の11ページの表は、溶出量試験と含有量試験の結果が併記されているが、資料修正の際は、分けて作成すべきである。

(委員)

準備書7-78ページの予測式中の「u」は「煙突頂部の風速」とされているが、これは「有効煙突高度の風速」ではないか。

また、準備書7-80ページの排出ガス濃度の設定根拠は何か。

(事業者)

「u」は、「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」において、「煙突頂部の風速」とされているため、その値を予測式のパラメータとして使用している。

排出ガス濃度は、事業計画を基に、安全側に立って、これ以上濃度が高くなることはないことを前提とした値である。

(委員)

実際に煙突から出る排出ガスの値はこれより小さいものであるという理解でよいか。

(事業者)

そのとおりである。

(委員)

環境影響評価で用いられるCONCAWE式やBriggs式の次元については以前から非常に疑問を感じている。

(委員)

準備書7-101ページの環境保全措置に、「予測に反映されていないが環境影響の更なる回避・低減のための環境保全措置」として、「監視を行う」とされているが、具体的にどのように行うのか。

(事業者)

施設の稼働中に、準備書の9-3ページの表9-3-2に記載のとおり、一酸化炭素濃度等について連続測定することを考えている。

(委員)

装置を設置してモニタリングするということか。

(事業者)

連続測定器を設置し、管理していく計画である。

(委員)

騒音の調査等について、資料2のNo.17に、廃棄物運搬車両は平日毎日走行しており、走行のない状況を把握することは困難であると記載されているが、休日に調査を実施しても、廃棄物運搬車両以外の車両も走行の状況が平日とは異なるため、バックグラウンド騒音にはならないということか。

(事業者)

道路騒音等が定常的な状況の日にバックグラウンドを設定する必要があるが、休日の場合は、通勤車両等も少ないため、状況が異なると判断した。

(委員)

環境影響評価の考え方としては一般的なものか。

(事業者)

一般的なものである。

(委員)

資料2のNo.30補足資料は、調査結果を抜粋したものだと思うが、工事の際は、土壌汚染が確認された区画のみ対策を行うのか、それとも調査範囲全域で対策を行うのか。

また、汚染土壌の処理業者は少ないと思うが、確保しているのか。

(事業者)

土壌汚染状況調査は計102地点で実施しており、資料には全ての結果を載せている。

調査範囲のうち、基準を超過した9区画で対策工事を行い、その他の区画では対策は講じない。

対策工事の内容は、決定していないが、土壌を掘削除去する計画であり、事業者は確保できると考えている。

(委員)

工事業者ではなく、その土壌の搬出先についてお聞きしたい。

(事業者)

処理業者に搬出する予定であるが、搬出先は未定である。

(委員)

動植物の希少種に関する追加資料(委員限り資料)が提出されたが、事業実施に伴い外来種が増えるおそれがないかを確認するため、外来種の情報についても提供してもらうことは可能か。

(事業者)

外来種のうち、特定外来生物については位置情報まで記録しているので、その調査結果を提供することは可能である。

なお、調査で見つかった外来種については準備書で表に示している。

(委員)

事業実施の際に生態系が維持されるかを確認する時に、その情報もあれば非常に良いと思う。

(委員)

補足資料として提供願いたい。

【事業者退席】

(委員)

現クリーンセンターに対して、これまで騒音・振動に係る苦情は寄せられているのか。

(事務局)

方法書段階において、当時の委員会で同様の質疑があり、その際に事業者から現在の焼却施設で苦情を受けたことは特になく、と回答されている。なお、その回答において、生ごみのたい肥化を行う施設において、悪臭とカラスについては、何件かの苦情が寄せられている、とされている。

以上